

関係各位：

2021年3月3日
経営支援NPOクラブ事務局長

3月のNPOクラブ事務所(神田)運営について

首都圏の緊急事態宣言については3月7日で終了するかどうか微妙な状況ではありますが、感染者数は減少傾向の一方、変種ウイルスへの警戒は解けず、ワクチン接種も遅れている状況です。未だ外出の自粛やテレワークの継続が求められております。

3月のNPO事務所運営等については、3月3日の臨時企画委員会で下記の通りとする事決定致しましたので、ご連絡致します。

1. NPO事務所：緊急事態宣言終了時までには従来通り事務所は原則閉鎖とし、運営上最小限の事務機能を維持すべく少人数の事務局員が輪番制で出勤する。
開所時間（11時00分～15時00分）とする。
水曜日の完全閉鎖も継続する。

尚、月内に緊急事態宣言が終了する場合は、その時点以降水曜日の完全閉鎖は終了とし、週5日OPENとする。

その場合の開所時間はラッシュアワーを避け、10時30分～16時00分とする。

- ・ 高齢者の組織であり、交通機関での感染リスクも高いところから、事務所での打合せはなしとする。
- ・ 万やむをえない事情により事務所を利用する場合も個人単位とし、事前申請の厳守をお願い致します。

2. 大人数会議：理事会、企画委員会、業務推進委員会、各グループ定例会、研究会等については全てWeb会議とする。
3. 内外少人数会議：Web会議を原則としますが、例外的に外部とリアルでの会議・企業訪問等が必要な場合は、企画委員会への事前申請ベースとします。
4. 外部との折衝：極力リアル接触を避け、電話・Web等での折衝をお願いします。

以上